

第一回 参議院内閣委員会議録第十八号

昭和二十五年四月十三日(木曜日)

午後一時三十九分開会

本日の会議に付した事件

○水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

水産庁設置法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。水産庁漁政課長。

○説明員(戸嶋芳雄君) 水産庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由の大体を御説明申上げたいと存じます。

今回の改正は先ず第一に、今年の三月十四日から施行せられました新漁業法によりまする漁業制度を実施して参ることであります。第二に、四月一日から鮮魚介及び加工水産物の統制が撤廃せられることになりましたので、この二点につきまして水産施策上に重心の変遷があるわけであります。これに即応いたしまして限られた人員と、そぞして各部間の事務の調整を図りました。尙今回の改正を機会に多少字句を上に田滑にやり得る態勢を作りたいというわけであります。

尙今回の改正を機会に多少字句その他の点に亘つて修正をいたした点もござりますが、逐条の説明を一應申上げ

ざいます。

以上がこの法案の概略であります。が、何とぞ慎重御審議の上速やかに御決議あらんことを切望する次第であります。

○委員長(河井彌八君) 尚続いて法律案の各条について主な点の説明を願います。

○説明員(戸嶋芳雄君) 第二条の三号の次に一号を加えまして、更に第二条に十号を一号増しますのは、これは今度新漁業法が三月の十四日から施行されることになりましたので、それを水産庁の権限の中に、入れるというのが一つであります。それからもう一つは人会計に関する一般権限について、農林省設置法の第四条で規定をいたしておりますが、水産庁設置法は各省の設置法ができる以前にできていたために、そういう人事会計に対する一般権限の規定を欠いておつたわけでありまして、それを今回の改正を機会に入れようという趣旨であります。

それから第七条の五の改正は、これは國立学校設置法に基きまして、本年度の四月一日から東京水産大学並びに第一水産講習所の所管を文部省に移す第一水産講習所の所管を文部省に移すことで水産庁の所管から、その監督権を外すということの改正でございます。

それから次の第四条の改正は、これは新漁業法を施行することになりました。そのため具体的な権限を漁政部でやるということを明確にするために、三号、四号、五号、六号、この四号を漁政部の権限として入れると、こういうことにいたしたわけであります。

それから第五条の改正は、これは製造部の事務になつておりますが、今までの漁業の施行に伴ないまして、沿岸の漁業、それから沖合漁業についての指導監督、それから調整というものを

漁政部に持つて参ります。それに伴う改正が一つであります。それから尙現

在漁政部に属しております漁船行政、それから漁港行政、これを製造部の方に持つて行くということにいたしたいというのとその二点でござります。

それから第六条の改正は、これは字句の訂正でございまして、水産試験場があつたわけであります。それを全国を八海区に分りまして、八つの水産研究所にするということにいたしたわけ

で、その際に名前も水産試験場といふ名前を、水産研究所という名前に変えたので、それに応じて字句を変えると

いうことにいたしたわけであります。

それから第七条の五の改正は、これは國立学校設置法に基きまして、本年

度の四月一日から東京水産大学並びに第一水産講習所の所管を文部省に移す第一水産講習所の所管を文部省に移すことで水産庁の所管から、その監督権を外すということの改正でございます。

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。これにて暫時休憩いたします。

午後一時四十九分休憩

たわけであります。

○委員長(河井彌八君) 序でに一つ伺いますが、この改正によつて定員及びこの予算の上にどういう異動がありますか。

○説明員(戸嶋芳雄君) 今度の改正につきましては、定員も予算につきまして別に関係なく行なうということにいたしております。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。これにて暫時休憩いたします。

午後一時三三分再開

○委員長(河井彌八君) 休憩前に引続きまして会議を開きます。

海上保安庁法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。先づ運輸大臣より提案の理由を御説明願います。

○國務大臣(大庭三君) 只今提案さ

れました海上保安庁法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたしましたと存じます。尙ほ運輸大臣より提案の理由を御説明願います。

したのに際しまして、現在の種々の情勢から、組織機構におきましても併せて整備する点が起つて参りましたの

で、ここに、海上保安庁法の一部を改正しようとするに至つたのであります。その改正の主な点を順を追つて申し上げますと、第一は、官房を総務部に改めたことと、従来官房で所掌していた事務の一部と、警備教練部で所掌していた事務の一部を統合して、船舶技術部は所掌せしめることとしたことです。

その改正の主な点を順を追つて申し上げますと、第一は、官房を総務部に改めたことと、従来官房で所掌していた事務の一部を統合して、船舶技術部は所掌せしめることとしたことです。

現在の官房は、本来的な官房事務の外に、船舶の技術に関する業務及び通信の運用業務のごとき商業的な業務を併せて所掌しております。事務運営の方式においても、極めてそぐわない点がありますので、海上保安庁の機動力と切り離せない通信業務を警備教練部に移すと共に、船舶技術部を設けて、任務遂行上最も重要な船舶整備の業務に専念できるようにしたことがあります。

現在設置されております農林物資規格調査会といふものがございま

ります。第二は、前に申述べましたように、種々の情勢からその重要性が一段とえられつつあります沿岸警備と専門的業務の遂行上、その特殊業務部門を専門的に統括して業務運営に遺憾のないよう措置する必要がありますので、次

長の外に、これと同格の警備教練部を置いたことであります。

第三は、従来九つの地方機関がありましたが、大管区制を採用して、六つの地方機関としあることであります。

りまして、唯一の武器であるところの拳銃を持つております。然るに現行の海上保安庁法では威嚇射撃ができないので、ただ自己防衛のときのみに当りまして、その拳銃が使用できるというような規定になつておりますので、これをお陸上における警察官と同じように威嚇射撃の範囲まで拡充して、拳銃の取扱いの範囲を拡げたという点が一つの改正点になつております。それからもう一つは海上保安官は現行では船舶が海難いたしまして、それを救助する際に附近の人に対しまして協力を求めることができます。それでは不十分なことがありますので、船舶の海難の場合に限らず何か非常事変があつた際、例えて申しますと南鮮方面からでも沢山な集団をなしてこちらの方に密航船がやつて来るというような場合、そういうような一種の非常事態に当ります。しかし海上保安官は附近の人に協力を求めることができるようになります。又は人のみに限らず船舶の協力を求めることができるというように、その権限の幅を拡めた点が大きな改正要点になります。

その次に、先程も提案理由の際に説明がありました通り、御承知のように現在日本の近海には沢山のB二九で落された機雷が沢山あります。これが大体現在のところでは一応一九五二年には自動的に発動するところの種類の操作は、壽命が尽きるよすにいわれておりますが、その後におきましても火薬は依然として生きておるのでございまして、これにひどい衝撃を与えますと、例えば船が碇泊する場合に鉤を打込んで、それがたま／＼それに当る、或は港の中を浚渫している際に、

浚渫用のバケットがそういうものをからかうがら／＼引き廻すといふようなことがありますし、現にそういう一、三の例がありましたので、これはスキヤッピンのメモランダムが出まして、陸上のものは国警で、海上におきますものは海上保安庁で、一々そういう危険なものは取除くといふようなメモランダムが出ておりますので、単に今活動しておる機雷を除去するばかりではなく、そういうものも取除くという業務が新に加わりましたので、現在のただ一部に置かれました掃海課といふ一課では、到底賄い切れませんので、新しく航路啓開所という現業隊を海上保安庁に付置して、作業に遺憾なきを期しましたが、五千四百四という簡、その中で去年の十二月までに処分いたしましたのが、五千四百四という点でございます。そういうような主な改正の必要に駆られまして、海上保安庁法の一部を改正するのであります。しかし、この際從来から非常に不便に感じておりますが、この際従来から非常に不便に感じておりますが、何かこれに対する最近一年間にどのくらい掃海して、幾つ引張り上げたとか、幾つ爆発したとかです。

○竹下豊次君 機雷がまだ方々に残つておつて危いという噂をよく聞くのであります。何かこれに対する最近一年間にどのくらい掃海して、幾つ引張り上げたとか、幾つ爆発したとかです。

○説明員(猪口猛夫君) その資料はできておりますが、誠に申しわけないですが、今手許に持合せておりませんので、後ほどお届けしたいと思います。

○竹下豊次君 そういうものはできております。

○竹下豊次君 まだ瀬戸内海あたりで機関の検査がありまして、機関の検査につきましては、それべ機関を製造

を聞いておりますが、あの辺でもそうですか。

○政府委員(稻垣次郎君) 瀬戸内海におきましても、まだ約四千ぐらいい残つた部がありますので、これはスキヤッピンのメモランダムが出まして、陸上のものは国警で、海上におきますものは海上保安庁で、一々そういう危険なものは取除くといふようなメモランダムが出ておりますので、単に今活動しておる機雷を除去するばかりではなく、そういうものも取除くという業務が新に加わりましたので、現在のただ一部に置かれました掃海課といふ一課では、到底賄い切れませんので、新しく航路啓開所という現業隊を海上保安庁に付置して、作業に遺憾なきを期しましたが、五千四百四という簡、その中で去年の十二月までに処分いたしましたのが、五千四百四という点でございます。

それから機雷処分の件でござりますが、アメリカのB二九と潜水艦が入れました機雷の数は、全部で一万七百三

隻、その中で去年の十二月までに処分いたしましたのが、五千四百四とい

うなければならぬでしようが、取締のための船ですね。これは現在どうい

うことになつておりますか。そして新たに新しく建造されるとか、そういう御計画なんかありましたら……

○政府委員(稻垣次郎君) 確かな数字は今手許にございませんですが、大体

御説明申上げます。海上保安庁の船の数は巡視船が五十八隻、それから救

難曳船これは曳船でございます。これ

が五はいぐらいであります。この六十

三隻の船が主として密航、密輸と

か、或いは海難救助といふ方面に当つております。二十四年度におきまし

て、七百トンの船を二隻は、それから

四百五十トンの船を三隻は作つたわけ

であります。從来ございます船は、も

と海軍時代に使いました約八十トンの

木船でございまして、必ずしも救難と

な船ではございませんけれども、止む

一番多いのは何であるかと申しますと、人間で申しますと一番問題になつております密航関係でございまして、二千七百二十八名という数字が出ております。御承知のように非常に不備な保安庁の船舶の状況ですが二千七百二十八という人が海上において検挙されております。その外密鷹、これは内国人ですが、二千三百三名、それから經濟違反関係が千二百二十七名、その外船舶関係或いはその他難件千七百六十六名、密貿易関係が八百六十五名、その他になつております。この一番問題になつております密航関係の者を国籍別に一応数字的に拾つてみますと、二千七百二十八名のうちで一番多いのが朝鮮人でありますと二千四百九名、その次が日本人と台湾人で台湾人が百十一名、日本人が百六十六名、中国人が十四名その他二十一名という数字になつております。その国籍別でもはつきり分ります通り、朝鮮方面からの密航者がが多いということはこれで歴然としております。その入つて来ますルートは先程次長から御説明申しましたように、最も南鮮方面から日本の沿岸に近いところ、即ち東の方で大体境になつておるのは島根県の隱岐島というところでありますと、そのあたりから長崎県の五島、あの附近が大体密航関係の範囲になつております。そのうちで最もひどいのはやはり仙崎から佐賀県の沖合い、壱岐対馬を中心としたところが一番多いのであります。密貿易関係は先程申上げましたように八百六十五人、その中でやはり朝鮮人が一番多くて三百三十二名、これは密輸入密輸出を加えますと五百八十三名という数字が出ておるのであります。御承知のよ

うに密航と密貿易といふものは関連して行わるものであります。同じじ区域でやはり行われております。その密貿易の金額は、金高にいたしましてと大体捕まえたものによつて見ますと、四千七百三十万円ぐらいになります。

○竹下豊次君 ちよつと聞き落しまつた。密航が二千七百四十九名ですか、それから密漁が二千三百三名、それから

○説明員（猪口猛夫君） それから経済違反、

○竹下豊次君 経済違反それからもつて、一千七百六十いくつら、……

○説明員（猪口猛夫君） あれはいろいろ法令の港則法とかその他……

○竹下豊次君 密貿易といふのは金額にしたら少いのですね。

○説明員（猪口猛夫君） それは④でござりますから……

○竹下豊次君 ④ですか、一番これまで手の要るものはどれなんですか。密航……

○政府委員稻垣次郎君 そうですね。密航でございます。それからこれは御質問ございませんでしたが、こうした犯罪取締りの外に、私共の方でけず海難救助をやつております。海難救助の実情をちよつと御紹介いたします。昨年一ヶ年に発生しました海難事故が五千六百二十八件ござります。そのうち向うからS・O・Sを出しまして救助を求められた船が、千八百十二隻が五十八名でござります。あとは遺憾ながら救助できなかつたというような状態であります。

それから人命救助におきましては、

要救助の人が、八千四百十五名ございました。救助を得たものが七千六百四十七名、それから死亡したものが三百七十八名、行方不明が四百九十九名という、ような勘定で、要救助に対する救助率が九十一%、この海難救助方面におきましても、私共としては非常に大きな努力をしておるわけでございます。御承知のようにまだ船が揃いませんので十分なことはできないのは遺憾に思ひます。

○竹下豊次君 これで海上保安庁関係の職員は全部で何名なのですか、総数。

○政府委員(稻垣次郎君) 定員が八千三百三十七名でござりますが、実員は七千八百七十名。

○竹下豊次君 それで以て予算総額はいくらになつておりますかね。

○政府委員(稻垣次郎君) 今年度約四千八百七十億でござります。

○委員長(河井彌八君) 今の海難救助の状況の御説明をございましたが、やはり民間でこれに協力しておるのですか。

○政府委員(稻垣次郎君) 民間の協力もこれに入つております。民間の方は今の状態では多うございます。

○委員長(河井彌八君) その仕事の状況はどうですか。

○説明員(猪口猛夫君) 先程海難救助件数の五千六百二十八といつた中で、S・O・Sを出したものが千二百十八件、その中で救助したものが五十五件になつております。その救助したものをお別りに申しますと、民間で救助されたもの、この民間と申しますのは、七十二年ばかりの歴史を持つております日本水難救済会、これは昔帝國水難救済会と申しましたが、ボランチエア組

救済会及び地方の海難救助会社、いわゆる俗に申しますサルベージ会社、そういう手によつて救助されたものが七百五十三件です。それから海上保安庁が百六十三件、そうしてその他が四十一件、これだけ救助されておりまして、これが千八百十四に対する五十八%、これが昨年の一年間ににおけるものでございます。それでその海上保安庁以外のものでやつておる水難救済施設と申しますと、全國的に歴史もあり、そして組織化されておるのは、先程申しました日本水難救済会でございます。その他の先程申しましたサルベエージ会社というのは、これは當利を目的としておるものでございまして、こういう人命救助というような有益的な考え方から申しますと、余りその対象にならんではないかと思ひますが、その日本水難救済会について申しますと、先程申しましたように、七十年前の歴史を持つておりますが、日本全国に県単位に大体水難救済会地方支部というのができております。そうしてその地方支部の下に、水難救済所又は水難救済組合というものが、概ね臨海の都市、町村単位に細胞組織的に作られておりまして、そこでは一隻乃至二隻の特殊な救助艇を持つて、近海と申しましても、大体目の届くような所、そういう方面におきまする主として漁船とか、小舟艇の海難救助に当つておる次第でございます。

○委員長(河井彌八君) 水難救済会で少し伺いたいのですが、これは何か国庫で補助でもしているのですか、どういう関係ですか。どういう経済力、或いは働きをするための実力ですか。
○説明員(猪口猛夫君) これは非常に長い歴史がありまして、もとく水難救済会は、アメリカの某氏がこの人命救助ということに非常に関心を持ちまして、日本にその人命救助施設の一端として、救命器具を寄贈したのを初めといたしまして、國際人命救助會議に、当時の、名前は忘れましたが英華社だと思ひますが、その方がロンドンに来ておられまして、ロンドンの施設を見て、日本でもやらなくちゃならんといふことで非常に声を大にして呼びかけた次第でございまして、それで漸くでき上りまして、当初は僅か有名な金比羅さんの近くで生ご声を上げたのがその嚆矢になつておりますが、その後二三年経ちまして、政府でこれを採上げまして水難救済会に、当時申しました帝国水難救済会に補助金の交付を考えられた次第でございます。そして爾來ずっと國庫補助金を交付されまして、昭和二十年と覚えておりますが昭和二十年終戦直前までずっと続いて来ていましたと覚えております。たまく戦争が思わしくなくなつたような関係で、補助金を打切るというようなあれがありまして、水難救済会に対しまして補助金もそれで一旦打切られたわけですが、海上保安庁ができますとして、海上保安庁といたしましても、現在の海上保安庁の制度では到底痒いところまで手が届かない、どうしても

水難救済金の組織なり、力なりに頼らなければならぬ、活用して行かなくてはいけないというようなところから、昭和二十四年度初めて大蔵省と折衝した結果、年額百萬円の補助金を復活してやつたのでございますが、今年度は、いわゆるドッヂライン、ドッヂ政策と申しますが、そういうようなことを非常に影響いたしまして、補助金を政府として交付するに至つております。でありますので、非常に組織はそういう立場に系統たつて作られておるのでございますが、経済的な面から申しますと、中央、地方とが繋りが全然なくて、それが僅かばかりのその日暮しに対するだけの金を附近から借り集めてやつているというのが現状でございます。組織は一応繋がつておりましたが、経済的には全然繋がらないで思ひくに足は足、頭は頭と、今日別個の仕事をやつしているというものが現在の実情でござります。

○委員長(河井彌八君) こういうものは何かもと働けるようにする方法を

政府は考へないのでですか。

○説明員(猪口猛夫君) その点につきましては先程申しました昭和二十四年

度の補助金は打切になるという問題、並びに現在御承知のようにこの法規的

な裏付と申しますか、要するにボーラ

ンティア・システムを利用する裏付と

いたしまして、誠に古い法律であります

が、明治三十年この方すつと続けて

おります水難救護法というのがあります

が、これも現在の新憲法下におきま

しては、現状にそぐわないでこれを

改正しようと、両方相俟つて海難救助

法というようなものも海上保安庁では

立案いたしまして種々折衝いたしまし

て、すでにその腹案は第五国会に提案されていますが、種々関係機関と折衝の途上におきまして、なかなかむずかしい問題がありまして、遂に提案するに至らなかった次第でござります。その原案の中には勿論こういうボーランティア・システムに対する補助制度、又は赤字補填制度といふような、そういうようなものが一応考慮されているのであります。ところが関係方面との折衝がうまくつかないために遂に提案するに至らなかつたという次第でござります。

○竹下豊次君 今はありますか、水

上警察というものが、元はありましたけ

れども、あれはなくなつて、自治警察

とか、或いは国家警察というものにな

つておるわけでしょうか。水域におい

てもやはり自治警察あたりは権限を持

つておるわけじゃないですか。或る

地域については……

○説明員(猪口猛夫君) この問題につ

よつと何ですべきでも、海上保安庁法

のできるとき問題になつたことだろ

うと思うのですが、この国家警察と、

地方自治警察と海上保安庁との権限は

どういうことになるわけなんですか。

○竹下豊次君 今はありますか、水

上警察というものが、元はありましたけ

れども、あれはなくなつて、自治警察

とか、或いは国家警察というものにな

つておるわけでしょうか。水域におい

てもやはり自治警察あたりは権限を持

つておるわけじゃないですか。或る

地域については……

○説明員(猪口猛夫君) 仰せの通りち

よつと私もその点は……国家警察とい

うと思ふのですが、この国家警察と、

地方自治警察と海上保安庁との権限は

どういうことになるわけなんですか。

○説明員(猪口猛夫君) この問題につ

よつと何ですべきでも、海上保安庁法

のできるとき問題になつたことだろ

うと思うのですが、この国家警察と、

地方自治警察と海上保安庁との権限は

の職員、地方公共団体の職員、土木に関する学者及び土木に関する調査、研究、指導、啓発等を行う団体の職員並びに、必要があるときは、その他の土木に関する者の中から、非常勤の国家公務員として、建設大臣が任命する。この場合において、委員で営利事業に從事するものの数は、委員の総数の四分の一以上であることができない。

4 土木に関する専門的事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員二十人以上を置くことができる。

5 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、非常勤の国家公務員として、建設大臣が任命する。第十二条第一項の表中関東地方建設局の項を次のように改める。

建 設 局 方 東 京 都	茨 城 県、 栃 木 県、 群 馬 県、 埼 玉 県、 千 葉 県、 東 京 都、 神 奈 川 県、 山 梨 県、 新 潟 県、 長 野 県
關 東 地 方	

附 則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第十二条の改正規定は、昭和二十四年十月一日から適用する。